

福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

トータルサポートえんの福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについてご紹介しています。

令和2年4月から処遇改善加算とは別に、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を申請しました。

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している事。
- ② 職場環境要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれⅠ項目以上取り組んでいること。
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みをホームページに掲載するなど「見える化」を行っていること。

●見える化とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「介護サービスの情報公開」や事業所のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

●職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲載いたします。

資質の向上

- ・働きながら資格取得を目指す者に対する受講支援や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対する児童発達支援管理者研修、中堅職員に対する研修の受講支援。（代替職員確保を含む）
- ・研修の受講や当社職務評価シートを用い人事考課との連動

職場環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指せる育児休業制度等の充実
- ・毎日のミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断実施、禁煙の徹底

その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入など）
- ・女性が働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・非正規職員から正規職員への転換